

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年11月26日(月) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

委員	草刈弘幸
	上山光重
	神原秀吾
	萩原眞壽雄
	井上誠
	高木宣美
×	小椋義宣
	春名義昭
	春名昌美
	青木英隆
	新田 茂
×	野々上良弘

4. 議事日程

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第19条に係る利用権の設定について
報告事項第1号 非農地証明について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	藤川 達也

事務局長

それでは、11月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。

会長

みなさんこんばんは。寒さの方も厳しくなってきました。昨年と比べれば暖かいんですけど、年末に向けて忙しくなってくるので、月も変われば、研修の方も予定されています。お互いに元気に仕事の方もやっていただきたい。と思います。それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしくお願ひします。

事務局

失礼します。2ページ目をお願いします。

議案第1号

基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。
4ページをご覧ください。

利用権の設定をうける者 西栗倉村 [REDACTED] 氏
利用権の設定をする者 西栗倉村 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 [REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²

作付けの内容は露地野菜です。

契約期間は、平成30年3月1日～平成33年2月28日までの3年間です。

借賃は物納で、賃貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

本件についてですが、[REDACTED]氏は隣接する[REDACTED]について既に利用権設定を行っており、地籍上は分筆されておりますが、[REDACTED]で一枚の農地となっているため、台帳との整合を図るために設定が行われるものです。
記載にあります借賃については、一枚の農地として賃借が行われるものです。

5ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

今日は引谷の人がいないので、利用権設定が前回されている物に、その下のつながりを今回利用券設定されたと言う事です。皆さんの方から意見を聞かせて下さい。

委員

この子なんもしよらんように思うけど！つくりよんか。

事務局

[REDACTED]さんに連絡をして今の耕作状況をきいたんですけど、今のところ野菜で、ニンニク、大根、ほうれん草、小松菜を作付けでされていると聞いています。

委員

順調に生産性や販売は？

事務局

お話しでは、販売用にとということで、耕作している。実際に耕作があがってくる頻度はに2から3現地へ行って手入れをされているようです。

委員

年の農業収入はどのぐらいあったん。

事務局

ちょっとそこまでは・・・

委員

あれだけのことで。

委員

毎日いっとんならわかるけど、週に2、3回って。

委員

300日いかんがな。

事務局

農業が専業では無いんです。

委員

やる気はあるんじゃないで。

会長

その気持ちをくんでがんばってもらわないけんな、利用権設定ではそういうことで、これから先も皆さまの目もそういう所に、それなりに指導していかんといけんと思います。そういう事で今回はよろしくお願ひします。次の案件へ

事務局

続いて、報告事項1号となります。非農地証明についてです。

6ページをご覧ください。

土地の所在 大字 [] 番地 [] 登記地目 畑 面積 [] m²
所有者 西栗倉村 [] 番地 [] 氏

7ページが申述書となります。

現況に至る経緯ですが、当該農地は元々村外へ転出された方から村へ、農地の寄付があったものですが、農地法上、地方公共団体が農地を取得することが認められず、形式的に [] に所有者の名義が移されていたものです。

実態として公的に活用すべきものであるため、所有者が耕作を行うことが望ましくなかったためこと、また、農業振興地域の農用地であったために、転用が認められなかったことから、長らく活用することが出来ずにいましたが、農業振興地域整備計画の見直しに伴い、農用地から除外され、農地として利用される可能性もないことから非農地として取り扱うよう申請するものです。

8ページは当該農地の登記事項証明書になります。

9ページが当該農地の地籍図です。

本件について、今月8日に草刈会長、上山委員、井上委員にご同行頂き、現地の調査を行い、雑種地となっていることを確認致しました。

よって、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨を証明致したいと思ひます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員

現地をみたのですが、今までと同じように荒れ地でした。何年もどうするのかな？とおもってた土地です。以上です。

事務局

従前から村に寄付があって地方公共団体が引き継ぎ事は出来ないのですが、[REDACTED]で登記をさせていただいた経緯があります。ちょっとそのままでおいていたのですが、整理をした方がいいのでという事で、農業振興地を外させて頂いて、現在後をどうするんだといところで、今回あげさせていただいたので、よろしくお願いします。

委員

もともと田んぼもしたことない。

委員

田んぼだった。

委員

田んぼを、元々坂根の人がもっておられて、その田んぼを寄付してもらったから、田んぼのままだいてるから、その時の[REDACTED]が農地としては[REDACTED]さんの名義で、田んぼでも何でもしてくれたら。

委員

田んぼじゃでな。個人名じゃないといけんのか。役場で作れんのか？

委員

そういう事で、[REDACTED]がかわったけん。[REDACTED]君にかわったんじゃ。

委員

寄付してもらったんか。

委員

寄付するっていうか、寄付するって流れで。

委員

これで雑種地に戻したら所有者をかえな。

事務局

はい。西粟倉村に戻します。

委員

これを西粟倉村に戻すためにこれをしよんじゃ。

委員

坂根で誰か作るもんがあったらえんじゃないん。

事務局

それが難しんです。個人名が■■■■さんなんです。

委員

まー今回はしょーがないな。

委員

あその田んぼがじゅるいんじゃなかったかな。

委員

あんまりええ田んぼじゃないんでな、そこを管理するのに年に2万円ですって話しもあったけど、もったいないって話しになって。

委員

すいてもないし。

委員

なんか、観光バスでも止めれるような駐車場にでもしてもらうたらな。

委員

なかなか用途に宅地にも立地がよくないので

委員

ちょっと具体的な用途がないのですが、とりあえず農地から外させてもらって西粟倉村名義から外さしてもらいたいかなーって。

会長

これ先に宅地もあるし考えないけん時期じゃないかなと思います。えっとこれについて何か意見がありますか。

委員

ありません。

会長

無ければ次のその他の項目

会長代理

それでは大変寒い中ご苦労様でした。次回の農業委員会は12月2～3日と言う事で視察研究という事です。このやさかという所は大変など田舎です。国道も無い、鉄道も無い、コンビニも無い、信号も無いようなとんでもない田舎で！人口1400人で高齢化率が46%非常に年寄りが多い所です。中山間地で集落営農しながら米のブランド化をめざしてるんじゃけど、だいたい品種がコシヒカリとつや姫をつくりよるらしいは、で、特徴がねばりのある、つやのいいあまい米だということです。二反枚いかとくに東の魚沼産なんかは西二反枚っていうぐらいなんで、島根県の西の二反枚じゃけんほくゆうま町なんかによってみたいなと思いますけど、ちょっと無理かなと思っまいして、そういういことでしたかたないな！と思っまいして、特別に農薬半分とか窒素も半分とか普通の栽培よりも減らしてるみたいです。味は西粟倉は負けんのんじゃないのかな！と思ってます。販売の問題も

あるかもしれませんが、参加者が7人ほどですが、それでは次回視察研修ということで忘年会も兼ねてそれまで体調をととのえて行きたいと思います。今日は大変ご苦勞様でした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員
